

2015年8月 第2号



第1回・第2回地域会議が開催されました

■第1回 地域会議

平成27年5月21日（木）に第1回地域会議が開催されました。

会議では、正副会長の選出、審議会等への委員推薦について話し合われました。

・栃木市斎場再整備検討委員会

伊藤 宏幸 委員

・アシストネット事業に係る地域教育協議会

平井 良三 委員

■第2回 地域会議

平成27年6月25日（木）に第2回地域会議が開催されました。

会議では、地域予算提案制度取扱事業について、委員から提案がありました。

また、審議会等への委員推薦について話し合われました。

・栃木市文化振興計画推進懇談会委員

高際 悦子 委員



新たな地域自治制度が始まりました！

最初の合併から5年が経過し、新しい地域自治制度がスタートしました。
今回は、この新たな地域自治制度についてご紹介いたします。

概要

「この地域に住んでいてよかった。これからも住み続けたい。」とみんなが思えるような元気な地域をつくるため、住民、各種団体、企業、行政などが、交流・連携し、「自らできることは何か」「自らがすべきことは何か」を共に考えながら、各地域が抱える様々な課題を協働で解決していく仕組みです。

4つのポイント

1. 市の付属機関として「地域会議」を設置します。
「地域会議」は、各地域の住民代表組織として市が8地域（栃木中央、栃木東部、栃木西部、大平、藤岡、都賀、西方、岩舟）にそれぞれ設置する付属機関です。
2. 自ら地域づくりを実践する「認定まちづくり実働組織」の活動を支援します。
「認定まちづくり実働組織」は、市が必ず設置する地域会議と違い、住民が自発的に設置する任意の組織です。
地域内の多くの各種団体や住民などが構成員となり、地域会議と連携しながら、地域の課題解決や地域活性化のための実践活動に取り組みます。また、一定の要件を満たすことで、市長の認定を受け、市の助成を受けることができます。
3. 使い道を地域住民が考える「地域予算提案制度」を導入します。
「地域予算提案制度」は、地域の課題を地域内で効率的に解決する仕組みです。

地域会議は、一定の枠内で地域の課題解決のための予算の使い道を市長に提案します。

市長は、地域会議の提案を予算案に反映し、市議会の議決を経て、行政が次の年度に事業を実施していきます。

4. 市の組織として「地域まちづくりセンター」を設置し、住民主体の地域づくりをサポートします。

「地域まちづくりセンター」は、「地域会議」の事務局を担当するとともに、「認定まちづくり実働組織」の運営支援など住民主体の地域づくりを支援します。

1 地域会議について

○委員任期

平成27年4月20日～平成29年3月31日

○地域会議の主な役割

地域の課題の解決及び地域の活性化のための事業計画を作成し、市長に対して、事業計画の実施に必要な財政的措置を講ずるよう求めます。

また、身近な地域のまちづくりの推進に必要な事項のうち、市長から意見を求められた事項又は必要と認めるものについて審議し、市長に意見を述べます。

○「地域会議だより」の発行

地域会議の事業などを地域住民へ周知するため、「地域会議だより」を発行します。

2 認定まちづくり実働組織について

○地域づくりに自主的に取り組む任意の組織です。

「認定まちづくり実働組織」とは、地域固有の課題の解決や地域の特色を生かした実践活動に自主的に取り組む任意組織の総称です。

一定の要件（地域内の複数の団体・住民で構成されていること。地域課題の解決等に自主的に取り組むこと。民主的に運営されることなど。）を

満たすまちづくり実働組織は、市長の認定を受けることができます。

市長は、地域会議の意見を聴いて認定の可否を決定します。

○まちづくり実働組織の主な役割

☆地域内で活動する各種団体間の相互理解及び情報の共有化を図ります。

☆必要に応じて人材や物品を団体間で融通しあいます。

☆地域の問題点や課題、改善点を自ら解決するための計画を立案します。

☆計画に基づき事業を実施します。

○認定を受けたまちづくり実働組織への補助制度を設けます。

☆まちづくり実働組織立ち上げ準備時

・認定まちづくり実働組織を立ち上げるための経費の一部を補助します。

☆まちづくり実働組織設立・認定後

・地域活動計画を策定するための経費の一部を補助します。

・地域活動計画に基づく事業を実施するための経費の一部を補助します。

・運営経費の一部を補助します。

《組織のイメージ》



3 地域予算提案制度について

○地域予算提案制度とは

地域会議により集約された地域意見を市の予算案に的確に反映させることで効率的に地域課題を解決する仕組みです。

地域予算提案制度で取り扱う事務事業は、地域課題の解決や地域

の活性化に資する事業で、地域会議の合意形成を必要とするとともに、地域と行政との役割分担に基づいて実施されます。

○対象外の事業

・大規模な施設整備事業

・既存の給付に上乗せする事業

・市が廃止した事業の復活となる事業

・提案限度額を超える事業

○提案限度額

・提案限度額＝均等割額＋人口割額

均等割額＝2400万×80%÷8

人口割額＝2400万×20%×地域人口÷市人口

(1万円未満切り捨て)

・大平地域会議提案限度額………327万円

○事業計画書の作成

地域会議と地域まちづくりセンターが中心となり、事業の所管課と協議調整しながら、「地域予算事業計画書」を作成します。

4 地域まちづくりセンターについて

○地域まちづくりセンターの主な役割

☆地域会議の事務局を担当します。

☆まちづくり実働組織の設立と運営を支援します。

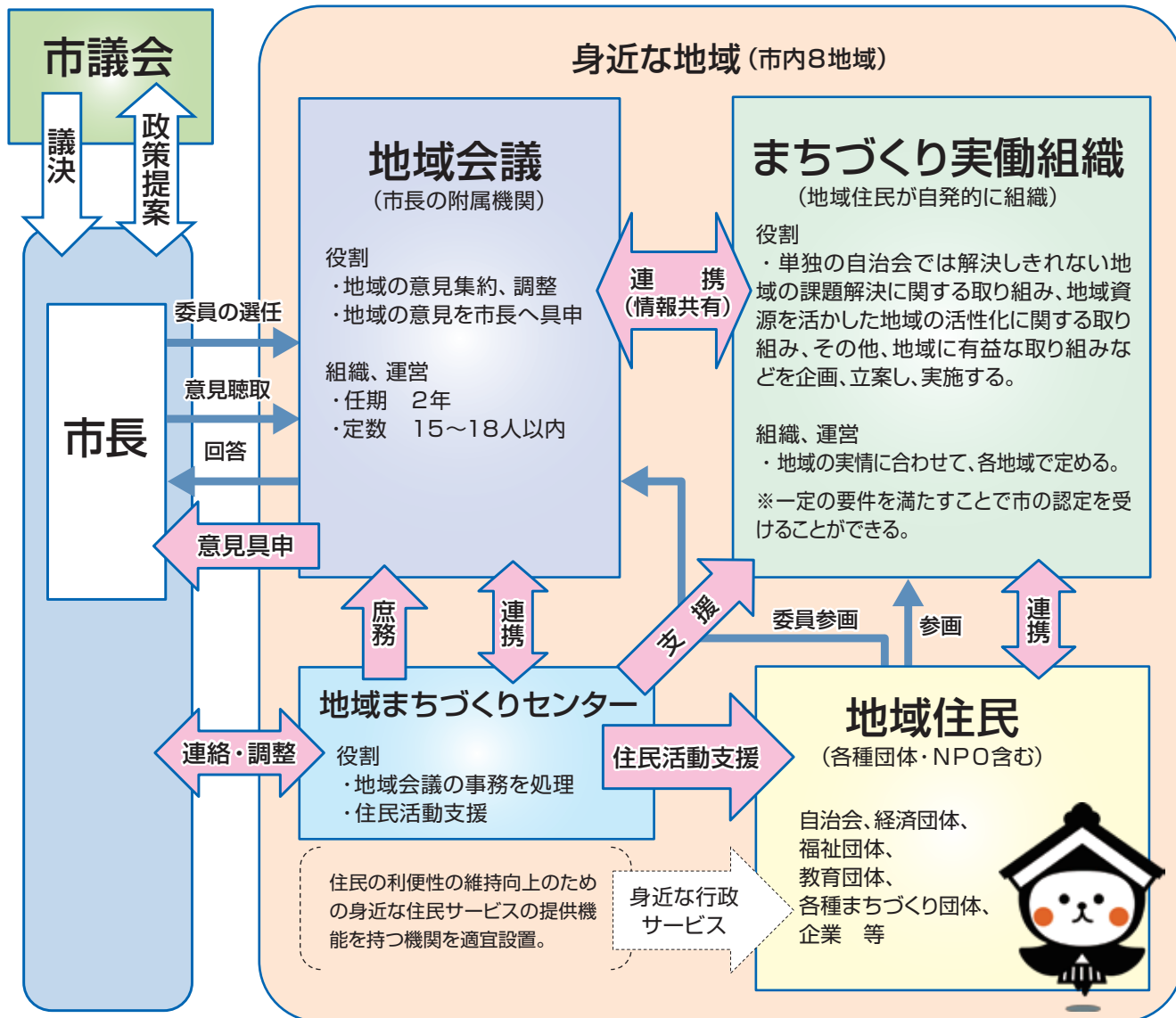
《地域まちづくりセンターの名称及び所管区域》

名 称	所管区域
栃木中央地域 まちづくりセンター	栃木中央地域
栃木東部地域 まちづくりセンター	栃木東部地域
栃木西部地域 まちづくりセンター	栃木西部地域
大平地域 まちづくりセンター	大平地域
藤岡地域 まちづくりセンター	藤岡地域
都賀地域 まちづくりセンター	都賀地域
西方地域 まちづくりセンター	西方地域
岩舟地域 まちづくりセンター	岩舟地域



栃木市マスコットキャラクターとち介

新たな地域自治制度のしくみ



大平地域の人口

人口:30,139人
男:15,166人
女:14,973人

世帯数:11,405世帯
※外国人の登録を含む
(H27.6末現在)

大平地域会議だより 第2号

平成27年8月20日発行

〒329-4492 栃木市大平町富田558番地
大平地域まちづくりセンター

(大平総合支所地域まちづくり課内)

(電話) 0282-43-9205

(FAX) 0282-43-8818

(E-mail) o-chiiki@city.tochigi.lg.jp

【場所】大平総合支所

◆第4回大平地域会議

◆第5回大平地域会議

平成27年9月24日(木) 午後6時30分～

別館大會議室

※会議は傍聴できますので、ご希望の方は、開始時間までに会場へお越しください。

詳細は、栃木市ホームページをご覧ください。

www.city.tochigi.lg.jp



今後の地域会議の予定